

宇都宮市情報提供の推進に関する運用方針

(目的)

- 1 この運用方針は、宇都宮市情報公開条例（以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、市の保有する情報の提供を推進することにより、行政運営の透明性の向上を図るとともに、市民との情報の共有に資することを目的とする。

(定義)

- 2 この運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - (1) PR情報 市が市民に広く周知したい新規施策、イベント等に関する情報
 - (2) 市政の基幹情報 概ね次に掲げるような市政運営上の基幹に位置付く情報
 - ア 市政運営の基本となる計画
 - イ 予算及び決算に関する情報
 - ウ 重要な施策に関する情報
 - エ 組織、定員、給与等に関する情報
 - (3) 有益情報 概ね次に掲げるような市民の関心が高い、市政の内部情報（非公開情報を除く。）
 - ア 情報公開請求や市民相談の多い事業に関する情報
 - イ 行政運営の透明性を高めるための内部情報

(PR情報の取扱い)

- 3 PR情報は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 公開していく媒体
PR情報は、施策の充実のため、幅広く、タイムリーに情報提供することが求められる。そのため、広報うつつのみや、テレビ、ラジオ及びホームページの第一画面等を積極的に活用する。
 - (2) 考え方
幅広い周知のために複数の媒体を使い、要点を伝えることを心がけるとともに、情報が時間の経過により陳腐化してしまわないよう、情報提供の際には、目立つようテーマを強調する。

(市政の基幹情報の取扱い)

- 4 市政の基幹情報は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 公開していく媒体
市政の基幹情報は、市民がその情報を入手し、調査、分析、研究等に用いる場合が多いため、情報量は多くても、全文を一定期間、提供することが求められる。

情報を公開していく媒体として、行政情報センターやホームページを用い、行政情報センターには、必ず市政の基幹情報に関する資料を備えておく。

(2) 考え方

市政の基幹情報のうち、予算・決算、組織、計画等に関する情報については、説明責任を果たすことが強く求められるため、漏れなく迅速に公表する。

(有益情報の取扱い)

5 有益情報は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 公開していく媒体

有益情報は、市民の関心や情報収集のニーズを先取りして、応えていくことが求められる。

情報を秘密にしないことが重要であるため、事後対応にならないよう、公開の媒体は、速やかな開示が可能なホームページを用いる。

(2) 考え方

各所属で情報提供する意識が生まれにくい情報であるため、まず、知らせる姿勢を持つよう、庁内における職員の情報公開意識の醸成に努める。

行政経営課は、ホームページへの掲載に当たり、公開できるかどうか提案課と協議するほか、少なくとも、年4回有益情報の洗い出しを行う。

(市民に対する円滑な情報提供の方法)

6 市民に対する円滑な情報提供ができるよう、職員は、次のように努める。

(1) 行政情報を取得したい市民がいる場合には、情報公開請求の前に次の取得方法があることを紹介する。

ア ホームページ上の情報収集

イ 各課や行政情報センターでの情報の閲覧及び口頭での回答

ウ ふれあい通信などを使っての要点の回答

(2) (1)の取得方法では情報収集ができない場合には、情報公開請求の方法を紹介する。

(3) 行政情報センターには、市政の基幹情報をはじめ、調査、分析及び研究に用いられる資料を備え付けておく。

(4) ホームページにおける情報内容を充実し、常に最新情報の掲載に努める。

(運用方針の適用)

7 この運用方針は、平成19年8月1日から適用する。